

町田市子どもにやさしいまち条例

逐条解説

考えてみよう！
子どもの権利

2024年●月
町田市

目次

はじめに.....	3
1 子どもにやさしいまち.....	4
2 町田市子ども憲章.....	4
3 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCL）.....	6
4 「町田市子どもにやさしいまち条例」ができるまで.....	7
(1) (仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会.....	7
(2) 制定過程のイベント.....	8
(3) アンケート調査.....	10
(4) パブリックコメント.....	11
(5) 意見募集.....	11
5 町田市子どもにやさしいまち条例.....	12
(1) 子どもと大人の関わりイメージ.....	13
(2) 条例の構成.....	14
(3) 前文.....	15
(4) 第1章 総則.....	17
(5) 第2章 子どもの権利.....	19
(6) 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務.....	23
(7) 第4章 子どもの権利の保障の推進.....	27
(8) 第5章 施策の推進.....	32
資料 町田市子どもにやさしいまち条例.....	33

はじめに

作成中



1 子どもにやさしいまち

子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を町田市は目指しています。

「子どもにやさしいまち」の実現のためには、他の誰とも違うかけがえのない存在である子どもが、一人ひとりの違いを認められ、ありのままの自分でいられること、そして、日常の様々な事柄が子どもを中心に考えられるとともに、子どもが社会の一員として、自ら考え、意見を表明し、その意見が社会で尊重されることが重要です。

そのために大人は「子どもの権利」を認知し、理解し、守っていくことが必要です。そして、「子どもにやさしいまち」とは何か、ということ、それぞれの立場で考え、行動に移す必要があります。みんながそれぞれ考える「子どもにやさしいまち」を実現していった先に、市が考える「子どもにやさしいまち」があります。

コラム 子どもにとっての「最善の利益」って何？

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えることとユニセフでは言っているよ。

大人が勝手に決めるのではなく、子ども自身が考える「子ども自身にとって最も良いこと」であり、子どもの意見表明があつてこそ知ることができるよ。



2 町田市子ども憲章

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の1つとして制定されました。当初は、子どもと大人による子ども憲章実行委員会が組織され、大人の委員が考えた案について検討されていました。議論が進むうちに、この案に違和感を覚える子ども委員の声が大きくなり、子ども自身の意見で案をつくり直し、再検討されました。そうしてできあがった「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

町田市子ども憲章（1996年5月制定）

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…

それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。

そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、

まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけはいけない。
—相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくって
いきます。

● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。
いつも楽しくなるように、
—自分の道は自分で切り開いていきます。

● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってこわくない。当たり前のことなんだ。だから、
—それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、
—みんなで助け合って生きていきます。

● 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、
—ものごとに前向きに取り組んでいきます。

● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、
—仲間を大切に続けます。

● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、
—自分の夢を持ち続けます。



3 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）

子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI=Child Friendly Cities Initiative）は、「子どもの権利条約」を自治体レベルで具体化するための、ユニセフが主唱する世界的な活動です。子どもに関するサービスを直接提供する自治体が、子どもに関わる事柄は子どもの意見を聞き、自治体運営に新たな視点を取り入れます。

日本では、日本ユニセフ協会が有識者や自治体関係者と共に CFCI 委員会を組織し、自治体による自己評価を第一段階とする「日本型子どもにやさしいまちモデル」（以下、「日本型モデル」）を作成し、国内での展開を目指しています。自治体は、CFCI 委員会が作成した「子どもにやさしいまちチェックリスト」を用いて、子どもに関する施策の評価を行います。その後、公表を経て、施策を改善することで、「子どもの権利条約」を具体化します。

2018 年から 2 年間、町田市を含む 5 自治体（北海道ニセコ町、安平町、宮城県富谷市、奈良市）は、日本ユニセフ協会から委嘱を受け、「日本型モデル」の有効性を検証しました。

2021 年 12 月、町田市を含む検証 5 自治体が、日本ユニセフ協会 CFCI 委員会から、子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）の実践自治体として承認され、本格実施に向けた覚書を締結しました。今後町田市は、子どもに関する様々な施策を世界基準で展開することで、国際社会の理解を獲得していきます。



町田市における CFCI の取組

町田市は、世界的な広がりを見せている「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、ユニセフと連携して様々な取り組みを実施しています。

- 「日本型モデル」の検証に加え、適切な自己評価を行えるように「子どもにやさしいまちチェックリスト」を、関係部署と共に町田市の具体的な施策や事業と関連付けた独自の形式に発展させました。
- 2021 年度からは、市役所各部署において、チェックリストを用いた自己評価を実施しています。自己評価結果を公表すると共に、子ども関連団体等からご意見をいただき、それらの結果を施策・事業にどのように反映させていくかを検討し、改善に取り組んでいます。



4 「町田市子どもにやさしいまち条例」ができるまで

(1) (仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会

「町田市子どもにやさしいまち条例」の検討は、町田市の附属機関である「町田市子ども・子育て会議」において「(仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会」を立ち上げて検討を行いました。検討部会は、「町田市子ども・子育て会議」委員からの選出のほか、条例に若者や子どもの考え方を反映させるため高校生や大学生、更に、ユニセフに関わりのある専門家が委員として参加しました。

条例を制定することで、「子どもの権利」守られ、子どもが幸せに暮らすことができるように検討を重ねました。



「附属機関」って何？

「町田市子ども・子育て会議」って何をしているの？



「附属機関」とは、条例で設置を定められた審議会などの機関のことだよ。行政の内部組織の役割を補完する役割を持っており、出した結論をふまえて行政執行されることが予定されているんだ。

「町田市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援に関する取組を推進するため、計画の検討や、子ども施策の審議や報告などを行っているよ。公募委員以外の委員は、学識経験者や子育て支援を実施する事業者の代表の人などで構成されているよ。

(2) 制定過程のイベント

「町田市子どもにやさしいまち条例」の制定にあたっては、当事者である子どもの声を取り入れるため、様々なイベントが行われました。

①シール投票「考えてみよう！子どもの権利」

2022年6月4日（土）～6月24日（金）開催

子どもセンターを訪れた方に、「子どもの権利条約」にある「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の中から「大切だと1番強く思う権利」「守られていないと1番強く思う権利」について、シール投票をしてもらいました。約3週間で、1,273名の方にご参加いただきました。



②子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの権利」

2022年9月19日（月・祝）開催

中学生から概ね18歳までの子どもが23名参加し、活発な意見交換が行われました。こちらで出た「年齢だけでなく、成長に応じた支援をすべきだと思う」という意見は、実際に条例に反映され、第4条や第16条では「成長に応じた」という表現になっています。



③「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査 WEBミニアンケート

2022年10月11日（火）～25日（火）開催

条例検討の基礎資料及び今後の子ども施策の参考とすることを目的に、市内の小学生から大人までの幅広い年代の方にご意見をいただくアンケート調査を行い、821の回答を頂きました。

④若者が市長と語る会

2022年11月 5日（土）開催 子どもセンターただON
2022年11月12日（土）開催 子どもセンターまあち

「子どもの参画」を推進するために実施している、若者を対象とした「市長と語る会」で、「町田市子どもにやさしいまち条例」をテーマに取り入れ、参加者と市長が「子どもの権利」等について自由な意見交換を行いました。

「大人とのふれあいが大切だと思う」「夢は社会体験を通して持つものなので、小・中学生がそれをしやすいまちが良いと思う」という意見は、第16条に反映されました。



⑤町田創造プロジェクト（MSP）によるポスター作製

条例制定するにあたり、子どもたちの目に留まり、興味を持ってもらえるようなPRポスターをMSPが1からアイデアを出し合いながら作成しました。ポスター全体を楽しい雰囲気にする事で、小学生などの子どもたちの目に留まりやすくしました。



⑥子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの条例」

2023年5月14日（日）

中学生から概ね18歳までの子どもが21名参加し、活発な意見交換が行われました。こちらで出た意見は、前文の検討や制定後の周知活動に活かされています。



「町田創造プロジェクト（MSP）」って何？



町田の魅力を発信し、町田の未来を考える若者グループのことだよ。

活動には、市内在住、在学、在勤の15～18歳までの若者（中学生を除く）が参加しているよ。



(3) アンケート調査

条例検討するための基礎資料及び今後の子どもの施策の参考とするため、小学校から高校生までの子どもと18歳以上の市民に対して、「子どもの権利」に関する意識や思いを把握するアンケート調査を行いました。

 調査時期 2022年10月11日(火)～25日(火)

 調査対象 調査① 市内の小・中学校に通う児童・生徒
調査② 市内に所在する高等学校の在学生
調査③ 18歳以上の市民

 回収状況

区分	調査対象	発送数	回収数 (回収率)	有効回収数* (有効回収率)
調査①	市内の小・中学校に通う児童・生徒	1,071	823 (76.8%)	823 (76.8%)
調査②	市内に所在する 高等学校の在学生	520	498 (95.8%)	496 (95.4%)
調査③	18歳以上の市民	2,000	861 (43.1%)	861 (43.1%)
計		3,591	2,182 (60.7%)	2,180 (60.7%)

※ WEB回答と紙の調査票の重複回答を除いた結果である。

より多くの方のご意見を聞くために、このアンケート調査を回答していない方を対象に「WEBミニアンケート」を行ったよ。

【参考】

P8(2)③「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」を
考えるためのアンケート調査 WEBミニアンケート



(4) パブリックコメント

条例本則について、より良いものにするためにパブリックコメントを行い、136名から190件の意見を頂きました。

 実施時期 2023年4月22日(土)～5月21日(日)

小学生の参加

町田市立町田第一小学校4年生が授業の一環としてパブリックコメントに参加し、112名の子どもたちから115件の意見をいただきました。



(5) 意見募集

条例全文について、より良いものにするために意見募集を行い、5名から8件の意見をいただきました。

 実施時期 2023年6月1日(木)～22日(木)



5 町田市子どもにやさしいまち条例

町田市では、1996年に子どもが中心となって起草した「町田市子ども憲章」を子どもの参画の原点とし、先駆的な取組みを行ってきました。このことがユニセフ日本協会に評価され、全国で5自治体のみが承認を受けている「子どもにやさしいまちづくり事業」の実践自治体として活動を行っています。

これまでの取組みを継承し、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を実現することを目指して、「町田市子どもにやさしいまち条例」を制定しました。

本条例は、「児童の権利に関する条約」にある4つの「子どもの権利」について、子どもにも大人にもわかるよう示し、その権利を守るための大人の責務を明確にしています。

保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人は、一人ひとりが「子どもの権利」を理解して、互いに支え合うことで「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

そして、本条例が“子どもが幸せになるために、私たち大人は何ができるのか”について、それぞれの立場で考える契機になればという思いも込めています。

そもそも「条例」って何？



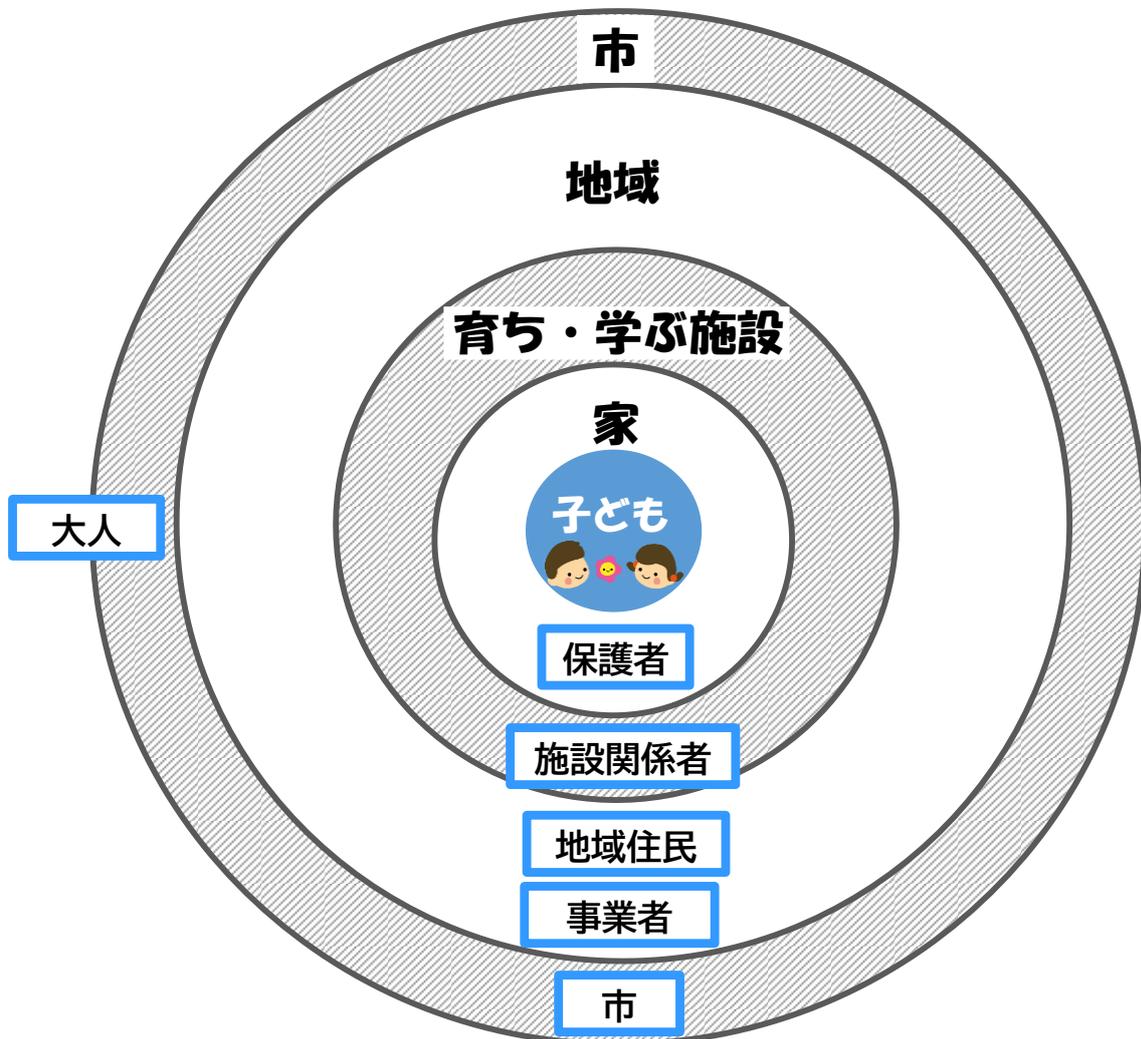
作成中

4つの権利って何？



作成中

(1) 子どもと大人の関わりのイメージ 

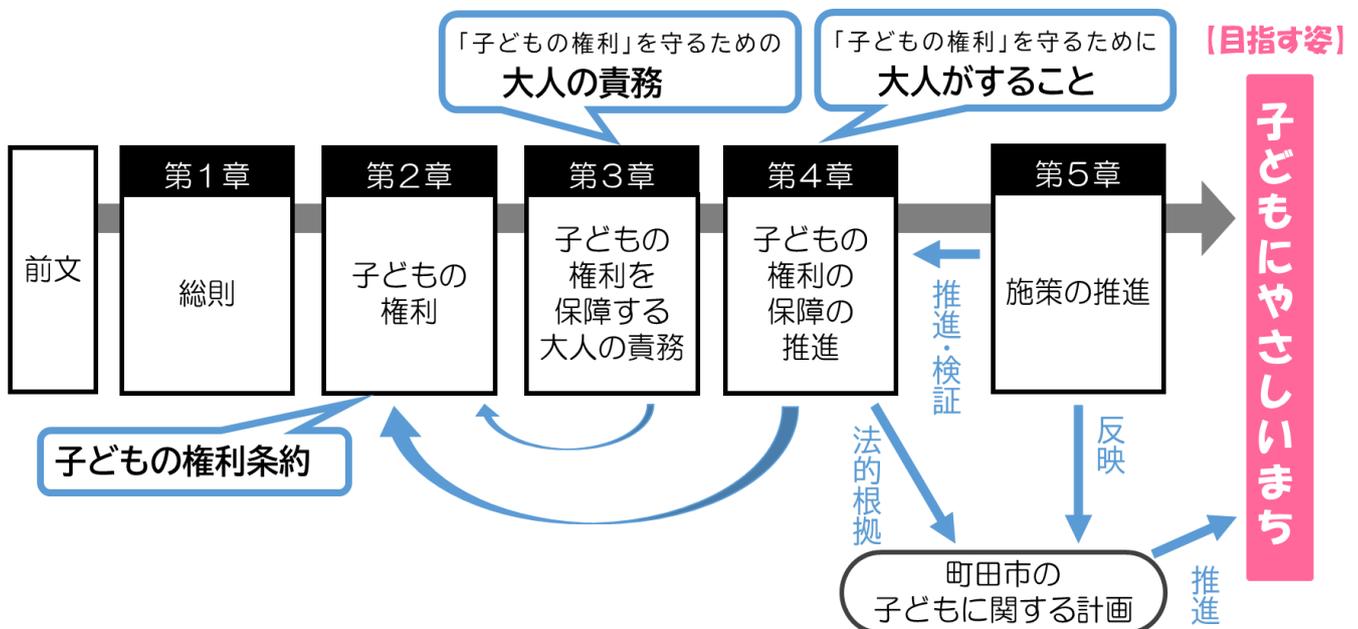


家	子どもが暮らす場所	子どもへの 直接支援
育ち・学ぶ施設	子どもが育ち、学ぶ場所	
地域	子どもが社会性をはぐくむ場所	保護者への支援・ 環境整備など 間接支援
市		

(2) 条例の構成

本条例は、前文及び本則5章21条で構成しています。

第1章（第1条及び第2条）総則では、条例の目的と用語の意義について定めています。第2章（第3条から第6条）では、「子どもの権利」について定めています。第3章（第7条から第12条）では、第2章で定めた「子どもの権利」を踏まえ、「子どもの権利を保障する大人の責務」について定めています。第4章（第13条から第19条）では、第2章の子どもの権利、及び第3章の大人の責務を踏まえ、市・保護者・施設関係者・地域住民・事業者が「子どもの権利」を守るために行うことについて定めています。第5章（第20条から第21条）では、条例の運用・検証について定めています。



(3) 前文

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章を指します。

本条例の前文は、以下の考えに基づいて作成しています。

- ① 子どもに関わる全ての大人、町田市全体で「子どもにやさしいまち」に取り組む姿勢を示す
- ② 「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示す。
- ③ 条例に関心を持ってもらい、本則まで読み手を導くために、子どもにもわかりやすく、特徴のある前文にする。

この地域「まちだ」で望み、目指す
なりたいまちの姿は
「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が
考えて、行動して、実現する
「子どもにやさしいまち」

解説

- 町田市全体で「子どもにやさしいまち」を目指し、実現することを宣言しています。
- 条例の制定を契機として、一人ひとりが「子どもにやさしいまち」とは何か、どうしたら実現していけるかを考え、それぞれの立場や社会活動の中で行動に移していくことで実現していきます。

「子どもにやさしいまち」になるために、
子どもたち自身が、
自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること
意見を言い、実行しているまちであること
たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること

そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、
それぞれの立場で活動しているまち
そして、何よりもお互いが支えあう

「子どもにやさしいまち」

解説

- 目標としている「子どもにやさしいまち」になるために必要なことを示しています。
- 子どもが自分自身のことを自分で決め、それを意見として表明し、子ども自身で実行できることが重要です。たとえ失敗してしまっても、やり直すことができれば、様々な挑戦をすることができるようになります。
- このことを通して、様々な人との関わりが生まれ、その中で成長していくこともできます。そして、子どもの意見が社会で尊重されていくことで、「子どもにやさしいまち」に近づいていきます。大人は、つながり、連帯して、それぞれの立場（保護者、施設関係者、地域住民、事業者、市）で「子どもにやさしいまち」の実現に向けて活動します。
- そして、みんながそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合うことが何よりも重要です。

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるように、「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、町田市はこの条例を制定します。

解説

- 市の目標と本条例制定の目的を改めて宣言しています。
- 保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人が「子どもの権利」を一人ひとり理解し、守っていくことで「子どもにやさしいまち」の実現につながっていきます。
- 常に子どもたちの視点に立ち、子どもにとって最も良いことが何かを第一に考えることを宣言しています。

(4) 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が図られ、互いに支え合い、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

解説

- 条例を制定する目的と目指す姿について定めています。
- 「子どもの権利」を明らかにし、「子どもの権利」を守るために大人の責任を明確にします。「子どもの権利」が守られ、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

「権利」ってなに？
条例ができるとうなるの？



作成中



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 町田市（以下「市」という。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

解説

- 条例に用いられる「子ども」「保護者」「施設」の3つの言葉の意味について定めています。条例を制定する目的と目指す姿について定めています。
- 「子ども」とは、町田市民であるかを問わず、遊びや通学などの一時的な滞在も含む18歳未満のすべての人をいいます。この他に市長が適当であると認めた場合は、18歳以上の人についても含まれます。
- 「保護者」とは、親や里親の他、親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 「施設」のうち児童福祉施設とは、児童養護施設や保育所などです。学校とは、小中高校や幼稚園などです。社会教育に関する施設とは、図書館や美術館などです。そのほかに、児童館や学童保育クラブなど子どもが利用する施設も含まれます。

(5) 第2章 子どもの権利

(生きる権利)

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」という。）を受けず、放置されないこと。

解説

- 安全安心な環境で不安なく、子どもが生きていく権利についての規定です。
- 命があっても、暴力、いじめ、虐待を受けたり、病気になっても看病してもらえない、十分にご飯が食べられないといった状況では、命が尊重されているとは言えません。ただ命が守られるだけではなく、愛情をもって大切にされながら育まれることで子どもは安心して暮らしていくことができます。

(育つ権利)

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。
- (2) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。
- (3) 個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること。
- (4) 成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

解説

- 子どもが心も体も健やかに、色々な経験しながら自分らしく成長していける権利についての規定です。
- 子どもそれぞれの個性が認められ、興味のあることを学び、音楽、映画、マンガ、スポーツなどを含む、様々な体験を重ねることで子どもは自分らしく豊かに成長していくことができます。また、安心して休めることも重要です。
- 成長を重ねる中で、困難にぶつかり、悩みを抱えることもあるため、子ども達が気兼ねなく相談でき、それを支援するような環境が必要です。

(守られる権利)

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報を不当に利用されないこと。
- (5) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

解説

- 権利の侵害から守られる権利についての規定です。
- 第3条「生きる権利」、第4条「育つ権利」、第6条「参加する権利」では個別の権利とその保障について定めがありますが、「守られる権利」はこれらを含む様々な権利が存在することを前提とし、侵害されないための環境整備や、実際に侵害されたときに救済される権利のことを指します。
- 「暴力等」とは、暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害を指します。(参照：第3条(4))

- 「成長が阻害される状況」とは、例えば勉強したいと思っても、学校に行かせてもらえない、経済的な理由から生活必需品や学習用品が買えないなど、第4条に定める「育つ権利」が守られない状況を指します。
- 子どもであるという理由や、その他のどのような理由でも不当な扱いを受ける理由にはなりません。不当な扱いとは、例えば、差別的な扱いや、金銭的な搾取、意見を聞いてもらえないことなどの正当ではない扱いを指します。
- 子ども自身の写真、趣味嗜好、SNSアカウントなどの情報が不当に利用されることによって、例えば犯罪の対象として狙われやすくなる、犯罪に加担させられるといった可能性が高まります。子ども自身の情報も大切な個人情報であり、守られるべき対象です。
- 子ども一人ひとりの置かれている状況は様々です。どのような状況に置かれていても、その状況が子どもにとってハンディキャップとならないよう、状況に応じた支援が受けられる必要があります。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考え（以下「意見等」という。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。
- (2) 自分に必要な知識及び情報を得ることができること。
- (3) 自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

解説

- 子どもが、子どものためのイベント・遊び場・そこでのルールづくりなど、自分に関わることについて意見を言うなど、社会参画する権利についての規定です。
- 子どもの社会参画には、意見を表明する機会があり、その意見が尊重される必要があります。子どもの意見を聞き、尊重し、社会に反映させていくことで、「子どもにやさしいまち」の実現につながっていきます。

- 子どもが意見表明するためには、意見形成するための情報を得ることや、一緒に活動する仲間を作ることも重要です。知識や情報は学校やインターネット、テレビ、本、など様々な手段で得ることができ、様々な情報に触れることで、自分なりの意見が形成されていきます。また、サークルに参加することなどを通じて仲間と集まることで、人間関係を通じて成長し意見形成につながっていきます。仲間と活動することで、一人では難しい活動にも参加することができ、可能性が広がります。

(6) 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にできる豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

解説

- 大人は、子ども以外のすべての人を指します。
- 大人は第3条から第6条に規定されている、4つの「子どもの権利」を守る責任があります。
- 大人は「子どもの権利」について、子どもが理解できるように手助けする必要があります。また、子どもが「子どもの権利」は自分も、自分以外の子どものも持っていることを理解し、自分のことも、他の子どものことも大切にできるような価値観を持てるように手助けする必要があります。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任をもつべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

解説

- 保護者は子どもにとって最も身近な大人です。子どもが幸せに暮らしていく上で最も重要な立場であることを自覚し、「子どもの権利」を守り、何が子どもにとって最もいいことになるのかを考えて行動する責任があります。

- 子育てをする中でも上手くいくこともあれば、自分たちだけでは対処が難しいこともあります。子育てに悩んだり、困ったりして助けが必要なときには、子どものためにも市に支援を求めましょう。

（施設関係者の責務）

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

- （1）施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。
- （2）子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。
- （3）悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。
- （4）子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

解説

- 施設関係者は、保育所・学校・子どもセンター・子どもクラブ・学童・冒険遊び場などの職員や運営に関係する人などを指し、子どもが育ち学ぶ場をつくり、守っている大人です。
- 子どもが安心して過ごせる居場所をつくり、勉強だけでなく、遊び、子ども同士のふれあいなど様々な体験をして成長していけるよう支援する必要があります。
- 子どもがもともと持っている可能性や能力を引き出せるように支援し、子どもが自分の力で様々な悩みや困難を乗り越え、自分の足で人生を歩んでいけるように取り組む必要があります。
- たとえ勉強や人間関係につまずいたり、失敗したりしても、やり直し、成長していけるよう子どもを支えます。

(地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもがありのままの自分であることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。
- (2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

解説

- 地域住民は、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える大人で、近所や自治会の大人から、子どもが使うスーパーやコンビニの店員まで、子どもが地域生活を送る中で触れ合い、すれ違う人たちを指します。
- 子どもが地域で安心して暮らし成長していけるように、子どもの居場所づくりに取り組み、また、お祭りや地域のイベントなど、子どもが多様な人と触れ合える機会を提供するように努める必要があります。
- 地域の安全や子育てしやすい環境を、市と一緒に作り守っていきます。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。
- (2) 子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。
- (3) その事業活動が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な配慮を行うこと。

解説

- 事業者は、地域住民と同様、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える大人で、会社・商店・事務所などで事業を営む人たちを指します。
- 子育て中の従業者が子育てに参加しやすくなるように、産休、育休など

のような制度整備や、その制度が活用しやすくなる職場の雰囲気づくりなどに努める必要があります。

- アルバイトの高校生と一緒に働く従業者（大人）などが、「子どもの権利」を理解できるように、OJT や社員研修などの人材育成を行うように努める必要があります。
- 事業を営む上で、子どもが従事する業務や、営業内容が「子どもの権利」を侵害しないように配慮する必要があります。

（市の責務）

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施します。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行います。

解説

- 町田市全体で「子どもにやさしいまち」を目指し、実現するために、第8条から第11条に規定されている責務の主体と連携して子どものための施策を行います。また、責務の主体がそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合えるように手助けしていきます。

(7) 第4章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

解説

- 「子どもの権利」について、広報啓発活動を行うことや、他自治体と連携し、協力することについて定めています。
- 市は、「子どもの権利」を守るために、大人にも子どもにも「子どもの権利」を知り、理解してもらえるように周知及び啓発活動を行います。また、町田市以外でも「子どもの権利」が広く守られるよう、他の地方公共団体との連携、協力を図ります。

(権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

解説

- 「子どもの権利」の侵害を防ぐことや、危険にさらされている子どもを助け、支援をすることについて定めています。
- 市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者は、子どもへの暴力等による「子どもの権利」の侵害を防ぐとともに、早期発見に努めます。

- 市は、子どもが暴力等の「子どもの権利」の侵害を受けたときに、相談や助けを求めることができる体制を整えます。
- 市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを速やかに助けだすため、関係機関と連携、協力し、必要な支援を行います。

(有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

解説

- 有害または危険な環境から守ることについて定めています。
- 市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者は、有害又は危険な環境から「子どもの権利」が侵害されることを防ぐために安全な環境づくりを進めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

- 2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。
- 3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

解説

- 子どもが安心して過ごし、豊かに成長できる居場所を確保することや、成長に応じた支援をすることを定めています。

- 市、保護者、施設関係者、地域住民は、子どもが自分らしく過ごし、仲間と集える居場所づくりを進め、多様な人々との交流や様々な体験ができる機会を提供します。また、子どもの成長に応じた助言や支援を行います。

町田市には、どんな居場所があるのかな？



作成中



(子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。



- 子育て家庭等への支援を行うことについて定めています。
- 市は、保護者に必要に応じて経済的な支援や、社会的な支援を行い、施設関係者、地域住民、事業者と連携、協力して、子育てしやすい環境づくりを行います。また、障がいのある子どもや経済的な困難などを抱えている子どものいる家庭の把握に努め、施設関係者や地域住民と連携、協力して支援を行います。



コラム まちだ子育てサイト



(意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

解説

- 子どもに意見表明・参画の機会を提供することについて定めています。
- 市は、子どもの意見を市政に取り入れるため、意見表明や参画の機会を子どもに提供します。また、施設関係者や地域住民は、施設の行事や地域活動において、子どもが意見表明や参画の機会がもてるよう努めます。

(子どもへの情報発信)

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」という。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

解説

- 子どもに関わる活動に参画するために、必要な情報を発信することについて定めています。
- 市、施設関係者、地域住民は、子どもが市政や子どもに関わる活動に参画し、意見等を言うことができるよう、必要な情報を子どもの状況や場面に応じてわかりやすく発信します。

(8) 第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」という。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

解説

- 子どもに関する施策や計画について定めています。
- 市は、「子どもの権利」が守られて、「子どもにやさしいまち」を実現するため、子どもに関する計画を策定し、これを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

解説

- 子どもに関する施策等の検証について定めています。
- 市は、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、子どもに関する計画や施策の効果について定期的に検証し、公表します。検証にあたっては、町田市子ども・子育て会議に諮り、助言や提言をもらいます。



調整中（条例文）



 町田市子どもにやさしいまち条例 逐条解説 

2024年●月発行

発行・編集：町田市子ども生活部子ども総務課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-2876

FAX 050-3101-8377

刊行物番号：23-●●●